建設機械無償貸付共通仕様書

（ 適 用 の 範 囲 ）

第　１　条　工事請負契約にもとづく建設機械無償貸付の取扱いについては、契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

（ 貸 付 の 要 領 ）

第　２　条　受注者に貸付ける機械の名称、型式、数量、使用目的、貸付日数、引渡場所、返納場所、貸付期間中における定期整備の有無及び運転員派遣の有無は、特記仕様書「無償貸付機械器具調書」によるものとする。

（ 貸付機械の引渡 ）

第　３　条　機械の引渡しは、監督職員、受注者立会のうえ、建設機械機能現況表により、当該機械の現況を確認し当該機械借用書と引替に行なうものとする。

２　前項の機能現況表は、２通作成し、各立会者押印のうえそれぞれ１通を保有するものとする。

（ 経 費 の 負 担 ）

第　４　条　受注者は、次の各号に掲げる諸経費を負担するものとする。

（１）機械の引渡し及び返納に要する費用

（２）機械の管理及び修理（国の負担で修理することを条件として貸付けた場合を除く。）に要する費用

（３）監査又は検査時に要する運転経費

（ 機械の使用条件 ）

第　５　条　受注者は、貸付期間中、善良なる注意をもって機械を管理するとともに、次に掲げる事項を遵守し、常に機械の機能保持に努めなければならない。

（１）運転員は、当該貸付機械に精通した熟練者をあてること。

（２）貸付機械は適正なる使用条件に基づく運転を行なうこと。

（３）重要な箇所の修理は、監督職員の指示を受けること。

（ 用途外使用の禁止 ）

第　６　条　受注者は、次の行為をしてはならない。

（１）建設機械の貸付を受けた目的以外の用途に供すること。

（２）貸付機械を転貸し、又は担保に供すること。

（亡失 、き損に対する措置）

第　７　条　受注者は、機械を亡失し、又はき損したときは、ただちにその事実及び事由についての報告書を提出し監督職員の指示を受けなければならない。

２　受注者は、前項の亡失又は、き損が自己の責に帰すべき事由によるときは、監督職員の指示に従いすみやかに機械を修理し、補てんし若しくはその損害額を賠償しなければならない。

３　天災その他不可抗力によって機械に損害が生じたときはその損害の補てん等については、契約担当官等と協議して決定するものとする。

（ 貸付期間の変更 ）

第　８　条　受注者は、機械の貸付期間の変更を希望する場合はあらかじめ理由を付して申し出なければならない。

２　工事請負契約が変更された場合、又は当局の都合により特に必要と認めた場合には協議して貸付期間を変更することができる。

（ 機 械 の 返 納 ）

第　９　条　受注者が機械を返納するときは、建設機械返納書２通を提出し、監督職員及び受注者立会のもとに建設機械機能現況表により当該機械の検査を受けるものとする。

（ 期 限 前 返 納 ）

第　10　条　受注者は、次に掲げる理由の一に該当するときは返納期日前であっても建設機械を返納しなければならない。

（１）工事請負契約書及びこの仕様書に違反したとき。

（２）機械の引渡しを受けた後、正当な理由なく使用しないとき。

（３）災害その他やむを得ない事情により、国において当該機械が必要となり、監督職員が返納を指示したとき。

なお、この場合の事後の取扱いについては、協議して決定するものとする。

（ 第 三 者 加 害 ）

第　11　条　受注者は、借受期間中に貸付機械により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を倍賞しなければならない。

（ 追加保険料の負担 ）

第　12　条　受注者は、貸付機械の借受期間中の事故が自動車損害賠償法第19条の２の規定に該当する場合は、その規定による追加保険料を当局の指示により負担しなければならない。

（ 違　約　金 ）

第　13　条　受注者は、次に掲げる理由の一に該当するときはその当該日数に応じ、建設大臣が定めた基準による貸付料の倍額に相当する額を違約金として支払わなければならない。

（１）貸付機械器具調書の使用目的以外の用途に供したとき。

（２）自己の責に帰すべき理由により貸付機械の返納期日までに返納しなかったとき。

（ 使用実績の報告 ）

第　14　条　受注者は、貸付期間中建設機械使用実績報告書（別紙様式）を翌月10日までに監督職員に提出しなければならない。

（ 使用状況の監査 ）

第　15　条　貸付期間中に行なう機械の使用状況監査にあたっては、受注者は必ずこれを受けなければならない。

２　受注者は、前項の監査により指示された事項をただちに履行し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

（派遣運転員に対する取扱い）

第　16　条　貸付けする機械の運転員を派遣したときの取扱いは、次の各号によるものとする。

（１）受注者は、派遣運転員の所属長が当該運転員に行なった派遣命令及び貸付機械の使用目的に係る作業についてのみ派遣運転員に指示することができる。

（２）派遣運転員の勤務時間、超過勤務等の命令及び休暇等の承認については、派遣運転員の所属長が行なうものとする。

（３）受注者は、派遣運転員が貸付機械の運転に際して、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（４）受注者は、当該派遣用務に従事した運転員に対する派遣期間中の諸経費については、当局の指示するところにより負担しなければならない。